

法人化後の放射線安全管理について



神戸大学大学院海事科学研究科
教授
小田 啓二

平成16年4月の国立大学法人化は、それまでの緩やかな流れを一気に加速させ、大学を取り巻く環境を一変させた。その半年前に大学統合を経験した我々は、その後も平成19年4月からの大学院改組と、度重なる組織の変化への対応で精一杯である。こうした管理運営業務に加えて、評価(大学評価や認証評価等)という不慣れな仕事加わり、研究のために確保できる時間が極端に少なくなっている。

法人化がきっかけとなった変化のうち、放射線安全管理という意味では、それまでの人事院規則から労働安全衛生法/電離放射線障害防止規則への変更に伴うエックス線装置の管理の強化と作業環境測定等の厳格化であった。この対応については、本学会が主催した第1回6月シンポジウム(平成16年)においても取り上げられた。詳細は各大学で若干異なったようであるが、最終的には法令遵守の方向で対処されて落ち着いたように見受けられる。本稿ではこの3年間の騒動を振り返って最近感じている疑問を投げかけたい。

まず第1点は、「我々は労働者なのか」ということである。筆者は研究者であると認識しているし、少なくとも研究面では、事業者(学長や研究科長)に使われているという意識はない。6月シンポジウムや本誌でも、放射線障害防止法と電離則との相違点について紹介されているが、目的については大きな違いがある(「公共の安全の確保」と「労働者の安全の確保」)。後者のas low as possible的な管理の一律な適用は、もともと大学には馴染まないと思う。

2点目は、放射線安全管理業務の外注についてである。法人化後の業務拡大への対応として、例えば作業環境測定を業務の外部委託でまかなった機関が少なくない。この兆候は既に法人化以前にも現れていた。かつて整備されていた放射線管理のための専任教職員ポストの他部署への流転用や削減定員への割り当てにより、慢性的なスタッフ不足となり、非常勤職員や業務委託に頼っている機関は少なくない。法人化となった現在、従来の定員管理から人件費管理への移行は間近となっており、放射線安全管理要員不足という流れは益々加速されていくであろう。このままでは責任ある管理体制の維持は難しくなる。各大学・機関において、信念を持って事業者に対して強く主張する必要がある。

最も危惧している点は、放射線利用の減少から業務縮小、定員削減というスパイラルに陥ることである。すべての大学機関における放射線施設に管理経費が予算づけられていたこれまでと異なり、法人化後は各大学内での配分に移ってしまった所が多い。比較的潤沢な運営交付金を受け、また共通のRIセンター等に専任ポストが配置されている大学と、少ない経費の中で業務委託をせざるを得ない大学では、自ずと今後の対応は変わってくる。後者の、そして理解のない機関では、RI施設利用者の受益者負担になってしまう可能性がある。放射線科学の発展という意味でも大きな問題である。

新たな資金の確保が難しいとすれば解決策はひとつしかない。効率化である。単なる業務の機械化・簡素化だけではなく、「最適化」の観点を入れて安全管理体制と管理業務を見直す必要があるだろうか。従来の放射線障害防止法の下での安全管理体制にしても、不要と思われる(HSISE問題を軽視したような)措置や機器設置が多いと感じているのは筆者だけではない。正当化と最適化は事業所または行政の指針となっているので、十分に説明責任を果たせることが出来れば、各々の特殊事情を勘案した効率的な安全管理体制を機関毎に作ることはできるはずである。既にその時期に来ているのではないだろうか。